

『基礎からわかる供託 第2版』 更新内容一覧

改正等に伴い、本書記載について下記のとおり更新いたします。

該当箇所	旧	新
28 頁 9 行目～23 行目	2-1-2-3 簡易確認手続 (内容すべて)	2-1-2-3 登記事項証明書の提示の省略 事例 2-1 では、供託書の提出先は、鹿児島地方法務局奄美支局になります。これに対して、株式会社イケダが登記されているのは熊本地方法務局ですので、「供託書を提出する供託所」と「法人が登記されている商業登記所」とが別々でした。 こうした場合、以前は、原則どおり、資格証明書としての登記事項証明書の提示が必要でした(2-1-2-2)。なお、以前から、「供託書を提出する供託所」と「法人が登記されている商業登記所」とが同一の場合には、例外的に、資格証明書を供託者が費用をかけて準備しなくてもよいという手続(簡易確認手続)が用意されていました。 しかし、令和4年9月1日からは、供託者の負担軽減等により利便性を向上させるため、資格証明書としての登記事項証明書の提示が、原則として省略できるようになりました(情報通信技術活用法11条・規14Ⅰ前段、令和4年8月1日民商376号民事局長通達)。つまり、「供託書を提出する供託所」と「法人が登記されている商業登記所」とが同一の場合でなくとも、原則として、登記事項証明書を提示する必要がなくなったということです。これは簡易確認手続ではないので、供託所が東京

		法務局・大阪法務局・名古屋法務局の本局であっても、同様に省略できます。 例外は、その法人について登記の申請がされていて、その登記が完了していない場合などです。こうした場合には、供託官が、システムを使って登記事項証明書の内容を確認することができないからです。 ですから、事例 2-1 でも、池田さんは、原則として資格証明書として登記事項証明書を提示する必要がありません。
33 頁 9 行目	(Internet Explorer など)	削除
38 頁 18 行目～ 39 頁 1 行目	しかし、平成 30 年 7 月の規則改正により「資格証明書」は不要になりました。(・・・略・・・)適用範囲がずっと広がっています。	しかし、令和 4 年 9 月の規則改正により、窓口申請だけでなくオンライン申請の場合でも、「資格証明書としての登記事項証明書」を省略できるようになりました (2-1-2-3 参照)。
41 頁 1 行目～2 行目	なお、郵送申請をする際には簡易確認手続 (2-1-2-3 参照) は利用できません。	なお、郵送申請をする際にも、資格証明書としての登記事項証明書は、原則として同封する必要がなくなりました (2-1-2-3 参照)。
48 頁 16 行目～19 行目	なお、合同会社ふくどめが登記された商業登記所は (・・・略・・・) 簡易確認手続が適用されます (規 27Ⅲ・規 14Ⅰ 後段、2-1-2-3 参照)。	なお、合同会社ふくどめは、登記された法人です。そして、令和 4 年 9 月 1 日以降、登記された法人が還付請求をする場合、登記された法人が供託申請をする場面と同様に、原則として、資格証明書としての登記事項証明書を省略することができるようになりました (2-1-2-3 参照)。
49 頁 7 行目～8 行目	この場合には登記事項証明書の「提示」で足ります (規 27Ⅰ 但)。	この場合には登記事項証明書の提示が必要ですが、これも原則として省略することができます (規 27Ⅰ 但、2-1-2-3 参照)。

53 頁 下から 3 行目～ 54 頁下から 10 行目	2-2-4-6 「登記された法人」が還付請求権者の場合でも、例外として、印鑑証明書と資格証明書が不要な場合がある (内容すべて)	2-2-4-6 「登記された法人」が還付請求権者の場合でも、印鑑証明書と資格証明書が不要な場合がある 還付請求者が「登記された法人」である場合、令和 4 年 9 月 1 日以降は、その法人が登記された商業登記所と、その還付手続をする供託所とが別であっても、原則として「本人確認資料としての法人の印鑑証明書」をあらかじめ準備する必要がなくなりました（簡易確認手続、規 26 I 但、令和 4 年 8 月 1 日民商 376 号民事局長通達）。 具体的な利用方法は、まず、還付請求者が、供託所に対して、印鑑カードを提出して、簡易確認手続を利用したいと申し出ます。そうすると、供託官から「依頼書」が交付されますので、これを法務局内の登記事項証明書の発行窓口に持参します。そうすると、無料で「公用」と印字された印鑑証明書が交付されますので、これを供託所に提出することになります。 なお、この簡易確認手続は、登記事項証明書の省略の場合とは異なり、これまでと同様、東京法務局・大阪法務局・名古屋法務局の本局が対象外となっていますので、ご注意ください。
59 頁 下から 8 行目～ 9 行目	なお、郵送申請の場合には簡易確認手続は利用できないのでご注意ください。	<削除>
221 頁 下から 6 行目	<末尾に追加>	もつとも、令和 4 年 9 月 1 日以降は、原則としてこの証明書を添付することが不要となりました（規 30 II）。これは、執行裁判所が供託所に送付した支払委託書には、通常、還付請求権者の氏名・住所などが記載されているためです。ですから、証明

		書の添付が必要なのは、差押債権者が DV 被害者として執行裁判所に住所の秘匿を申し出た場合など、供託所が支払委託書の記載から還付請求者が誰なのかが分からない場合に限定されます（規 30Ⅱ、令和 4 年 8 月 1 日民商 376 号民事局長通達）。
同頁 下から 5 行目	「証明書」を添付して	<削除>
223 頁 下から 1 行目	必要があります。	必要がなくなりました。